**令和６年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会要旨**

日　時　　　　令和７年2月26日（水）　午後３時から午後４時まで

場　所 　　　大阪府庁新別館北館４階多目的ホール

出席委員　　　水野 一郎、川喜多 由博、細見 三英子、宮前 博一、土本 昇、北出 守、

岩﨑 富巳子、中村 夏美、松永 律、中谷 紀久雄（敬称略、名簿順）

　※審議会規則第４条第3項において、本審議会の開催には委員の2分の１以上の出席が必要であり、13名中10名が出席であることを確認し、開会

１　議事（大阪府における現行入浴料金の統制額の改定の要否等について）

事務局より答申本文案を読み上げ

＜水野会長＞

　前回の第2回審議会では、小委員会で総括原価方式によって算定してきた結果に基づき、熱心

な議論をしていただき、改定額を600円とする方向で基本的にご了解を得て、事務局で答申案

の作成に入った。先ほど事務局より読み上げた答申案では本文に付記を加えて、前回の議論を

反映した形で纏めていただいたと思うが、この答申案についてご意見をいただきたい。

答申案に対する意見

＜細見委員＞

　３行目の「統制額」は、一般の方には意味がわかりにくいので、欄外などでもいいが、説明書きをしてはどうか。４行目の「公衆浴場基礎調査」について、具体的に調査数を記載したほうがいいのでは。また、付記の最後の「活用されたい」について、主語を入れたほうがいいのではないか。

＜事務局＞

　３行目の「入浴料金（統制額）」を「入浴料金の統制額（上限額）」とする。４行目の「公衆浴場基礎調査」の後に123施設の結果であることを記載する。また、付記については、大阪府宛ての答申であるため、基本的に府に対する意見と考えているが、「大阪府において」と記載いただいてもよい。

＜川喜多委員＞

　別表の算定根拠について、表の営業外収入の収益の備考欄に「浴場関連営業費用」とあるが、「浴場関連営業収入」の誤りではないか。また営業外収入は、通常、利息や配当、補助金など本業以外の収入のことを指すが、ここでいう営業外収入とは、公衆浴場に密接に関連するシャンプーや石鹸、飲料の販売などの入浴料金以外の収入を指しているので、表記を「営業外収入」から「浴場関連収入」などに変更した方がわかりやすいと思う。

＜事務局＞

1点目は、ご指摘のとおりであり、「浴場関連営業収入」に訂正する。2点目については、「営業外収入」は、従前から使用している表現だが、今後変更を検討したい。

その他の主な発言

＜松永委員＞

金額について小委員会の結論は納得できる。利用者に聞いたが、仕方ないねとの意見であった。シングルマザーにも意見を聞く機会があったが、お金がかかるのでそもそも銭湯に行かない、時間がない、近くにもないとのことであった。地域のコミュニティとして利用している人は、回数を減らして利用するとの意見であった。公的措置が必要ではないかと思う。国の予算で物価高騰対策がある。府や市はこれを活用し、予算化していただきたい。

＜事務局＞

国の交付金活用した浴場事業者への支援はこれまでも実施しており、令和7年度も燃料費高騰の支援金の予算を計上しており、認められれば今回も支援金を支給したい。

＜宮前委員＞

料金を上げなければ経営していけない。上げると利用者に負担がかかるという板挟み状態。理事会で決定することではあるが、上限額が引き上げられれば、割引券の割引幅を大きくして

利用者の負担軽減を考えている。

＜水野会長＞

燃料費や物価の高騰を考慮すれば、改定額が大きくならないように、審議会を定期的に開催し、上限額を改定すべきか否か審議してもいいかもしれない。他府県の例も参考に大阪府で考えていただければと思う。

＜中村委員＞

80円の値上げについて消費者としても気に係る部分であったので、行政関係者と浴場経営者

の連携や周知について記載いただいた。ぜひ実行していただきたい。

答申案を一部変更の上、委員了承

２　水野会長より答申書を交付